別紙３

会議の公開等に関する取扱い要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、八雲町健康増進計画策定委員会設置要綱第９条の規定に基づき、八雲町健康増進計画策定委員会の運営に関し必要な事項を定める。

　（会議の公開基準）

第２条　会議は、原則公開とする。ただし、会議において八雲町情報公開条例（平成17年八雲町条例第10号）第６条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議等を行う場合は会議の全部又は一部を公開しないことができる。

　（会議の公開又は非公開の決定）

第３条　会議の公開又は非公開の決定は、前条に定める会議の公開基準に基づき、委員長が当該会議に諮って行うものとする。

２　委員長は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

　（会議の開催の周知）

第４条　会議を開催するに当たっては、公開・非公開の別にかかわらず、当該会議の開催日の３週間前までに次の事項を町ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

　（1）会議の名称

　（2）開催日時

　（3）開催場所

　（4）議題

　（5）公開・非公開の別（非公開の場合は、その理由）

　（6）問い合わせ先

　（会議の傍聴等）

第５条　委員長は、当該会議の会場に傍聴席を設け、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、会議資料に非公開情報が含まれる場合はこの限りではない。

２　傍聴者は、傍聴にあたっては、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を受付簿に記入のうえ、委員長の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

　（1） 会場内において発言しないこと。

　（2） 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。

　（3） 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（委員長の許

可を受けたときは除く。）。

　（4） 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行

為、妨げとなる行為をしないこと。

　（会議の運営）

第６条　委員長は、会議を公開する場合においては、会議が公正かつ円滑に行われるよう秩序の維持に努めるものとする。

２　委員長は、会議の秩序を維持するために必要と認めるときは、傍聴者に対して会場からの退室を求めることができる。

３　委員長は、会議の一部を非公開する場合においては、公開する議題を最初に審議する等傍聴者に配慮した議事運営に努めるものとする。

　（会議録の作成及び公開）

第７条　会議録は、会議の公開・非公開に関わらず、会議終了後速やかに作成するものとする。

２　公開した会議に係る会議録及び会議資料は、町ホームページ等への掲載により公開を行うものする。

　　附　則

　この要領は、平成２６年５月３０日から施行する。